

5 違反食品等処理状況

平成27年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は44件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第11条（食品等の規格及び基準）違反5件（11.4%）、18条（器具・容器包装等の規格及び基準）違反1件（2.3%）であり、不良食品は32件（72.7%）、表示の不適合食品は6件（13.6%）であった。

食品について見ると、魚介類（22件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分											製造所				
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
27				5		1				6	32	6	44	36	4	4
26	1			2			1			4	32	3	39	38	1	0
25	6			5			4			15	32	1	48	39	7	2
24	5		1	7			2			15	33	1	49	42	5	2
23	3		1	2	1		5			30	27	2	59	49	9	1

（注1） 広島市，呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については，平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分											製造所				
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計				5		1				6	32	6	44	36	4	4
魚介類				3						3	18	1	22	22		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の																
魚介類加工品											1	1	2	2		
肉卵類及びその加工品											3	1	4	2	2	
乳																
乳製品											3		3	2	1	
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓				2						2			2	2		
穀類及びその加工品											1		1	1		
弁当類											1		1	1		
野菜類果物及びその加工品																
菓子類											3	1	4	2	1	1
清涼飲料水																
酒精飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品												1	1			1
その他の食品											2	1	3	2		1
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装						1				1			1			1
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市，呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			10条			11条		18条		不良				
			腐変敗 敗	異物	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発生の	かびの	その他
魚介類		21							3								18
冷凍食品	無加熱摂取																
	凍結前加熱・加熱後摂取																
	凍結前未加熱・加熱後摂取																
	生食用冷凍鮮魚介類																
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1														1	
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3														2	1
	乳製品	3														3	
	乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）																
	アイスクリーム類・氷菓	2							2								
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	1														1	
	弁当類	1														1	
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）																
	菓子類	3														3	
	清涼飲料水																
	酒類																
	氷																
	かん詰・びん詰食品																
	その他の食品	2														2	
	添加物																
	化学的合成品及びその製剤																
	その他の添加物																
	器具及び容器包装	1															1
	おもちゃ																
	洗浄剤																
	計	38							5			1			13		19

(注1) 広島市，呉市及び福山市を除く。

(注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況(食品表示法第5条)

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 又は加工所	製造地 又は所在地	製造者 又は加工者	賞味 消費期限 又は賞味 消費期間	添加物 表示	主原料 及原材料	添加物 表示	使用・保 存の基準 又は用途	殺菌方法	その他	不適正
マ	ー													
酒	精													
清	涼													
食	肉													
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン														
シアン化合物を含有する豆類														
冷	凍													
放	射													
容器	包装													
容器包装に入れられた食品	詰													
	加													
	圧													
	加													
添	加													
	加													
	加													
乳及び乳製品	牛													
	加													
	工													
	乳													
計	計	6				2	1	3						6

- (注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 平成27年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	呉市	西部	ふりかけ	不良	異物混入(金属)	指導のみ
2	西部東	広島市	そうざい(炙りホルモン)	食品表示法第5条	製造者氏名欄に屋号のみ記載	広島市へ通報
3	北部	岡山県	手羽元焼き	不良	異味・変色	報告書徴収
4	東京都	西部	かき海苔佃煮(そうざい)	食品表示法第5条	製造者氏名, 固有記号の欠落	指導のみ
5	千葉	北部	フィッシュソーセージ	不良	異物混入(樹脂片)	報告書徴収
6	東部	東部	ラッテ(アイスマルク)	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(大腸菌群検出)	営業の一部禁止 在庫品の廃棄命令 報告書徴収
7	香川県	西部広島	佃煮まぐろちらし	不良	異物混入(魚骨)	報告書徴収
8	大阪市	西部東	たまごとうふ	不良	異物混入(焦げ)	報告書徴収
9	熊本県	北部	生菓子	不良	異物混入(金属)	報告書徴収
10	福山市	西部東	菓子パン	不良	異物混入(パンの焦げ)	報告書徴収
11	西部東	神奈川県	ヨーグルト	不良	異物混入(ビニール片)	調査のみ
12	北部	東京都	キャラメルシュガー	食品表示法第5条	原材料の記載順及び添加物(着色料)標記の不適切	東京都へ通報
13	西部広島	三重県	ハンバーグ	不良	異物混入(骨)	報告書徴収
14	西部東	西部東	アイスクリーム, アイスマルク	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(大腸菌群検出)	営業の一部禁止 報告書徴収
15	北部	石川県	きんつば	不良	異物混入(ガの幼虫)	報告書徴収
16	神奈川県	西部	ヨーグルト	不良	異物混入(樹脂製ネット片)	報告書徴収
17	西部東	兵庫県	アボガドディップ	食品表示法第5条	酸化防止剤(EDTA-Na及びクエン酸)の用途名欠落	兵庫県へ通報
18	西部東	大阪市	キャラメルクリーム クラッカー	食品表示法第5条	クエン酸を酸化防止剤として表示	大阪市へ通報
19	神戸市	西部	広島産かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(SPC 210,000/g)	営業の一部禁止 報告書徴収
20	横浜市	西部東	広島県産かき生食用 (生かき)	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(SPC 83,000/g)	営業の一部禁止 報告書徴収
21	東部	東部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.89%	指導
22	宮崎県	西部広島	ヨーグルト	不良	異物混入(甲虫)	報告書徴収
23	広島市	西部呉	広島県産かき (生食用)	不良	塩分濃度0.6%	指導
24	倉敷市	東部	スナック菓子	不良	異物混入(歯)	報告書徴収
25	広島市	西部	広島かき 生食用	不良	塩分濃度0.4%	指導
26	西部	西部	生かき(生食用)	食品衛生法第11条第2項	成分規格違反(E.coli最確数 310/100g)	営業の一部禁止 報告書徴収
27	大阪市	西部	広島かき 生食用	不適正	消費期限誤表示	報告書徴収
28	西部東	東部	広島県産かき 加熱調理用	不良	塩分濃度1.78%	指導
29	西部東	広島市	広島産かき 加熱調理用	不良	塩分濃度1.64%	指導
30	広島市	西部呉	広島・江田島産かき (生食用)	不良	塩分濃度0.3%	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
31	東部福山	広島市	生かき(広島県産) 加熱調理用	不良	塩分濃度1.7%	指導
32	東部福山	広島市	生かき(広島県産) 生食用	不良	塩分濃度1.8%	指導
33	東部	西部	広島かき 加熱用	不良	塩分濃度0.28%	指導
34	東部	西部	生かき(加熱用)	不良	塩分濃度1.03%	指導
35	東部	広島市	広島江田島産生かき (加熱調理用)	不良	塩分濃度1.68%	指導
36	厚労省 福岡検疫	西部東	トンゴ	食品衛生法第18条 第2項	成分規格違反 (蒸発残留物試験 不適合)	報告書徴収
37	広島市	西部	広島県産宮島かき (生食用)	不良	塩分濃度1.8%	指導
38	北部	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.24%	指導
39	広島市	西部	おにぎり	不良	異物混入(甲虫の幼虫)	報告書徴収
40	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度0.5%	指導
41	広島市	西部	広島県産宮島かき (生食用)	不良	塩分濃度0.3%	指導
42	広島市	西部	広島県産宮島かき (生食用)	不良	塩分濃度1.8%	指導
43	東部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.64%	指導
44	東部	西部東	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度1.11%	指導

(注) 広島市，呉市及び福山市を除く。